

# 位置指定道路の築造を計画されている方へ

令和5年3月1日より、新基準・新様式での受付となります。

令和5年2月1日

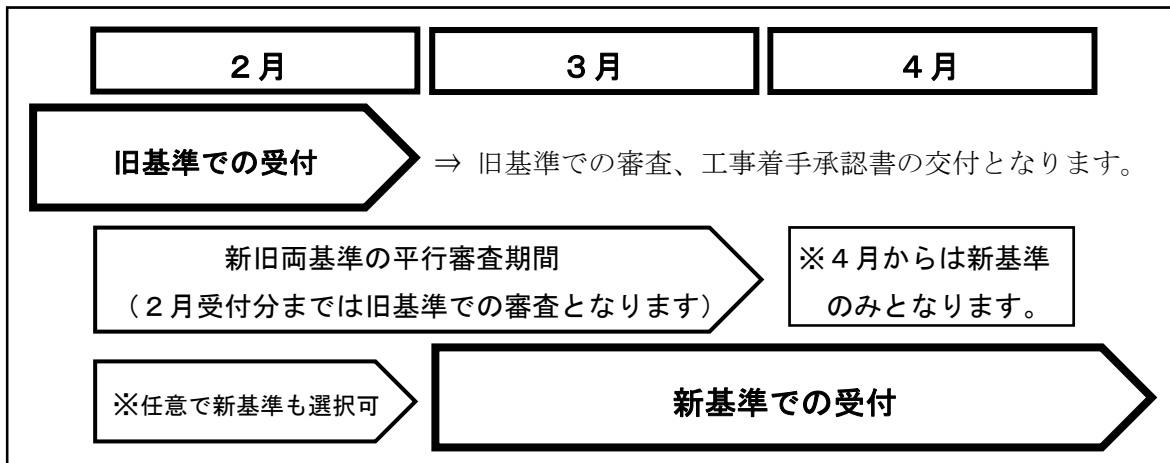
上田市建築指導課

## 1 はじめに

建築基準法第42条第1項第五号に定める位置指定道路につきましては、近年の社会情勢の変化や市民の権利意識の高まりなどにより、法制定時には想定されていなかった課題が発生してきています。

これらの課題を踏まえ、市といたしましては、より良いまちづくりの観点から、市民サービスの維持向上と予見される問題を未然に防止し将来課題の解決を図るため、以下のように位置指定道路の要領及び基準を改めます。

申請者様におかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。(現行基準での受付は令和5年2月末日までとなります。3月以降は新基準での審査となるので、新様式での申請協議をお願いします。※下図をご参照ください。)



## 2 主な変更点

### (1) 申請者の負担軽減となるもの

#### ア) 申請手続きの流れを簡素化

- ・必要な添付書類及び図面を整理(同一図書の複数回提出等を省き最小限に)
- ・事前協議と本申請での二重審査を廃止し、審査を申請協議に一本化
- ・本申請を工事の完了検査後とし、添付書類を簡素化して手続きを迅速化

#### イ) 以下の場合で、一定の条件のもと、35m以内ごとの転回広場を省略可能に

- ・将来、他の事業者等により通り抜けの計画とすることが可能な場合
- ・接続先道路が袋路状の場合で既存道路の起点から35m以内に転回広場が設けられない場合
- ・通り抜けの計画とみなす道路形状の場合(コの字形、Pの字形)

ウ) 指定道路の幅員や延長に含められる部分を拡大

・ 構造物の外々で計測可能に（今後は側溝の淵や舗装止め等も含められます。）

※ただし、施工誤差及び構造物の基礎等の土中でのみ出しを考慮した「余幅」を新たに規定しました。よって位置指定道路となる用地の幅は、計画する道路の幅員よりも、最低 15cm（舗装面 5cm、道路両脇に各 5cm）以上多く確保する必要があります。（終端は構造物と境界までの 5cm のみ加算）

※これにより、永久標（コンクリート杭等）の設置が容易になります。

## (2) 市民サービスの向上となるもの

ア) 「造成区域」を定義し、審査範囲を道路部分のみから造成区域全体に拡大

・ 隣接地への説明範囲を道路部分のみの隣接から造成区域全体の隣接に拡大  
・ 申請協議の添付図書に近隣説明資料を追加

イ) 将来、申請者が道路の寄附を申し出た場合に、引き取ることができる構造に

・ 道路の構造基準を「市道の路線認定事務取扱要領」に準じた構造に  
・ 上下水道についても同様に、将来、市が寄附を受けられる構造に

※道路の寄附はこれまでどおり任意です。また、構造以外の要件もあるため、引き取れる構造であっても寄附を受けられない場合があります。

ウ) 袋路状の指定道路の終端は、その延長・幅員に関わらず転回広場を必須に

・ 他人の敷地での転回によるトラブルの防止  
・ 公道までバックで戻って転回するような危険な状況の回避

エ) 指定道路の築造によらなければ接道が取れない区画を 4 区画以上必要に

・ 幅 2 m の宅地延長で公道への接道が取れる敷地は指定道路を築造しない  
（幅 4 m の宅地延長で 2 軒分、幅 6 m で 3 軒分の接道が可能です。）

・ 指定道路の築造をしない分、土地購入者の負担軽減に

## (3) 事務の適正化となるもの

ア) 「工事着手承認書」を廃止し、「指定道路確認済書」の交付に改訂

イ) 「指定道路検査済書」を新たに設け、検査済証の交付後の申請に改訂

## (4) その他

- ・ 上田市位置指定に関する取扱要領のとおり
- ・ 上田市位置指定に関する技術基準のとおり
- ・ ほか、申請手続きの流れ、及び  
別表 1、図 1～6 のとおり

都市建設部 建築指導課 上田市大手 1 丁目 11-16 電話：0268-23-5430（直通） FAX：0268-23-5246 E-Mail：sido@city.ueda.nagano.jp
---